

1. 令和3年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和3年9月8日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第75号 郡上市押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程7 議案第76号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第77号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第78号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第79号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第80号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第82号 令和2年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第83号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第84号 令和2年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第85号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第86号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第87号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第88号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第89号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第90号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第91号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第92号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第93号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程24 議案第94号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第95号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第96号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第97号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第98号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第99号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第100号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程31 議案第101号 令和2年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程32 議案第102号 令和2年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程33 議案第103号 令和2年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程34 議案第104号 令和3年度郡上市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程35 議案第105号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程36 議案第106号 令和3年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程37 議案第107号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程38 議案第108号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程39 議案第109号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 日程40 議案第110号 令和3年度郡上市下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程41 議案第111号 第2次郡上市総合計画基本構想の改訂について
- 日程42 議案第112号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程43 議案第113号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程44 議案第114号 財産の取得及び処分について
- 日程45 議案第115号 財産の取得及び処分について
- 日程46 報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程47 報告第8号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程48 報告第9号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程49 報告第10号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程50 報告第11号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程51 報告第12号 令和2年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程52 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程53 議報告第7号 諸般の報告について(議員派遣の報告)
- 日程54 議報告第8号 諸般の報告について(例月出納検査の結果)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	日置 美晴
総務部長	古田 年久	市長公室付部長	河合 保隆
健康福祉部長	田口 昌彦	農林水産部長	五味川 康浩
商工観光部長	可児 俊行	建設部長	小酒井 章義
環境水道部長	猪俣 浩巳	郡上偕楽園長	勝水 崇博
教育次長	佃 良之	会計管理者	中山 洋
消防長	笹原 克仁	郡上市民病院事務局長	藤田 重信
国保白鳥病院事務局長	川尻 成丈	代表監査委員	大坪 博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪 一久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 主事	恒川 祐輔		

◎開会及び開議の宣告

○議長（山川直保） ただいまから、令和3年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
議事日程につきましては、本日改めてお手元に配付いたしましたので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 兼山悌孝議員、15番 尾村忠雄議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（山川直保） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る8月31日の議会運営委員会において御協議を頂いております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月8日から9月30日までの23日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月8日から9月30日までの23日間と決定いたしました。

会期の日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用なところを御出席頂き、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（山川直保） ここで、日置市長から御挨拶を頂きます。市長、お願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。令和3年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御健勝にて御参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、6月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、数件の報告をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。人流、人の流れが活発となる夏季

に入り、全国各地で新規感染者数が連日最多更新をされ、まさに災害級の事態に強い危機感が示されました。

感染力の強いデルタ株の蔓延が大きな要因とされ、国は行動制限の強化に向け、8月25日、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域の拡大を決定いたしました。

岐阜県についても、8月20日からまん延防止等重点措置の対象地域とされておりましたが、医療提供体制の逼迫が深刻となり、これまでの自宅療養ゼロの更新を堅持することが困難な状況となりました。

そのため、岐阜県にとっては3度目となる緊急事態宣言が8月27日に発出され、飲食店への休業または時短要請等、感染拡大防止対策の強化が図られました。

郡上市においても感染者が急増し、昨日、9月7日時点で累計109名が感染を確認されております。その半分以上が8月以降の感染であり、子どもさんを含む40歳代以下の年齢層が多い傾向にあります。

市民の皆様には、長期にわたり尽力を頂いておりますが、御自身と大切な家族の命を守るため、いま一度、慎重な行動と緩みない感染防止対策をお願いするものであります。

また、ワクチン接種につきましては、これまでに65歳以上及び通院中で基礎疾患を有する方など、優先的な接種が必要な皆様をおおむね完了し、今週、9月6日からは、64歳以下40歳までの一般の方及び妊婦とその配偶者等で希望される方々の接種を順次進めているところであります。

ワクチンの供給状況により接種の進展には調整を要しますけれども、市民の皆様の一日も早い安心のため着実に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、国のワクチン接種記録システム、VRSと呼んでおりますが、そうした情報システムがございまして、これにより9月7日現在の速報値によれば、郡上市の12歳以上人口3万7,315人というふうに推計をいたしておりますが、それに対する1回目の接種率は59.75%、2回目接種率は58.30%と、両者の比率ともほぼ6割の水準に近づいております。これは、市の接種に係るものだけでなく、そのさきに行われました医療従事者の接種、あるいは各地で行われております職域接種等により接種も含んで郡上市に住所地のある方の接種率というふうに御理解を頂きたいと思いますが、そのような水準となっておるところでございます。

次に、2番目でございますが、去る7月3日に発生をいたしました静岡県熱海市伊豆山地区での土砂災害の救助活動等に従事するため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の隊員として、郡上市消防本部から6名の職員を派遣いたしました。

大規模な土砂災害により、26名もの尊い命が奪われ、いまだ1名の方が行方不明の状況とお聞きをいたしておりますが、郡上市からは、7月20日から26日の間に3名ずつ2チームの交代で派遣をいたしまして、行方不明者の捜索活動の援助に当たっていただきました。土砂で寸断された道路や

損壊住宅、埋没した車両等、被害は甚大であり、また連日の猛暑により捜索活動も困難を極めるものであったと報告を受けたところであります。

郡上市においては、昨年来、大和町島の奥田洞谷の山腹崩壊に警戒を継続いたしておりますが、去る8月13日からの停滞前線による大雨の折には、雨量の状況に基づき、同地域に対し避難指示を発令したところであります。

今回の記録的な大雨は、九州地方をはじめ全国各地に大きな被害をもたらし、12名もの方々が犠牲となり、家屋被害は約8,000棟にも及ぶと報道されております。郡上市においても、土砂崩れによる家屋や道路の損壊が発生をいたしました。幸い、人的な被害には及びませんでしたけれども、まだまだこれから台風襲来の時期でもあり、気を緩めることなく、市内全域の防災体制に万全を期してまいりたいと存じます。

なお、それぞれの災害において被害に遭われました皆様には、心からお見舞い申し上げるものであります。

3つ目でありますが、去る7月23日に開幕をいたしました東京2020オリンピック競技大会では、郡上市ゆかりの4人の選手も大いに活躍をされました。トランポリン競技の宇山芽紅選手は、女子日本勢では過去最高の5位入賞を果たされました。また、柔道の技を表現する柔の形——柔という字を書きますが、柔の形が演武が、さきの東京五輪で初めて披露されてより57年の時を超え、石田桃子選手と真理子選手の姉妹により見事に披露されました。

そして、市のスポーツアンバサダーでもある池江璃花子選手の活躍は皆様御承知のところでありますが、女子400メートルメドレーリレーにおいて8位に入賞をされました。諦めかけていた東京五輪への出場と、入賞という快挙に涙ぐむ姿が印象的でしたけれども、次の目標をしっかりと見据えた表情には、以前よりもたくましさを感じられたところがございます。

この東京五輪の開催に向けては、本当に多くの市民及び関係団体の皆様に関わっていただきました。オリンピックへの実際の出場はかないませんでしたけれども、7人制女子ラグビーの出場予定国のコロンビア共和国とマダガスカル共和国のホストタウンとしての取組をはじめ、選手村ビレッジプラザに使用された郡上の木材の抛出、また、大会を応援するため郡上市と港区の子どもたちが共同で制作した郡上本染めによる5色の鯉のぼり、そして市内を巡った聖火リレー等々。

さらには、パラリンピックに向けましても、白鳥おどりの徹夜おどりで使われるちょうちんから採火され、その火が聖火として届けられました。

全ての皆様の御尽力に心から御礼申し上げたいと思います。これら貴重な経験は、かけがえのない財産であり、今後、様々な取組に活かされていくものと存じます。

4つ目、最後でありますが、今夏の郡上おどり、白鳥おどりについてであります。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、2年続けて通常の開催が見合せとなりましたが、昨年の経験を

生かし、さらに新たな取組も行われました。インターネットによるライブ配信では、踊り保存会の皆様はもとより、ジュニアクラブや商工会女性部、地元金融機関、郡上八幡お囃子クラブ等の皆様も出演され、踊りの合間には、来年開催予定の郡上踊り保存会100周年記念事業等のPRも行われました。

また、SNSを活用した動画を募集し、各地で離れて踊る皆様が一つの動画にまとめられました。動画には、浴衣姿はもとより、かっぱ着の御婦人方の楽しげに踊る様子等も見られ、心温まるものでありました。

これらの取組は、踊りファンの求心力を高め、しっかりと来年につながるものであったと存じます。

そして、地元の思いを後押しするかのように、先ほど申し上げました東京五輪では、閉会式において日本の伝統文化の一つとして郡上おどりの映像が紹介されました。私たちが全国に誇る郡上の踊りは全世界でも知られるところとなり、今後の郡上の魅力発信の大きな糧になると考えております。

また、踊り以外にも、コロナに負けない郡上の夏の魅力創出に尽力を頂きました市内の事業者等の皆様、また、地域づくりの皆様等に感謝と御礼を申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております提案、諸議案等について、概要を申し上げます。

今回、提案をいたしました議案は全部で43件であり、人事案件が1件、条例の一部改正に関するものが8件、令和2年度決算認定関係が22件、令和3年度補正予算関係が7件、その他5件であります。

まず初めに、議案第72号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

委員5人の任期が令和3年12月31日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第73号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正についてであります。

年内に完成が見込まれます（仮称）めいほうトンネルの開通による自主運行バス小川線の運行ルート変更に伴い、運行距離及び料金表の改定を行うものであります。

議案第74号は、市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてであります。

公務上の要因による職員の自死事案に関し、その管理監督責任がある市長及び副市長の給料の額について減額措置を講じるため、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第75号は、郡上市押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

行政手続における署名・押印の見直しにより、人との接触機会の低減及び事務の簡素化・効率化を図ることを目的とし、郡上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例をはじめとする5つの条例について、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第76号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した、先端設備等に該当する機械装置等に対して課する固定資産の課税標準の特例割合等について、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第77号は、過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部改正についてであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の特例要件等について、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第78号は、郡上市個人情報保護条例等の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する3つの条例について、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第79号は、郡上市特別会計条例の一部改正についてであります。

大島工業団地整備事業の完了に伴い、工業団地事業特別会計を廃止するものであります。

議案第80号は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部改正についてであります。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第81号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、この改正の基となっております内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備することについて提案を予定いたしておりましたが、直前になりまして内閣府令に誤りが発見されたことに伴い、条例案についても見直しが必要となったため、取下げといたします。

なお、条例の改正につきましては、内閣府令の正誤表が官報に掲載され、条例の改正案が整いましたら、改めて提案をさせていただきます。また、議案番号につきましては、欠番とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案第82号から議案第103号までは、令和2年度の郡上市一般会計から郡上市病院事業会計に至るまでの22会計の決算認定についてであります。

大坪代表監査委員と尾村監査委員におかれましては、7月2日から8月10日までの間で、延べ16

日間という大変長い日数をかけ、膨大な帳票の確認から現地確認まで精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって、厚く御礼を申し上げます。

令和2年度の決算に基づく一般会計等、いわゆる普通会計の実質公債費比率は、令和元年度と同率の12.4%となりました。これは、比率を計算する際の分子を構成する準元利償還金の増加等があるものの、一方、分母となる標準財政規模等も増加をしております、分子・分母の増加率に大きな差がなかったことによるものであります。

市債残高ベースの将来負担比率は、令和2年度決算では83.3%となり、令和元年度の85.3%と比較して2.0%ポイントの減少となりました。これは、公営企業債等への繰入見込額が減少となり、一方で標準財政規模が増加したことによるものであります。

今後とも、必要な事業の推進を図りつつ財政の健全化に取り組み、将来に希望が持てる財政運営に努めてまいりたいと存じます。議員各位には、今議会において決算認定の審議をしていただきますが、慎重な御審議の上、認定を頂きますようお願いを申し上げます。

議案第104号から議案第110号までは、令和3年度郡上市一般会計をはじめ、全部で7会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明申し上げます。

まず、歳出では、脱炭素社会への実現に向け、市役所庁舎への電力供給源となる太陽光発電、蓄電システム等、再生可能エネルギー設備等整備事業補助採択の内報による増額に伴い、庁舎等整備事業に1億3,564万8,000円、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る医療機関への協力金等、推進体制経費の増額に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に5,847万6,000円、森林所有者に係る調査や測量等、森林経営管理事業実施箇所等の増による事業費の増額に伴い、森林環境譲与税を財源とします事業ですが、森林環境譲与税、森林経営管理事業に2,375万6,000円、生活保全林の整備に係る要望箇所等の増による事業費の増額に伴い、同じく、森林環境譲与税、生活保全林整備事業に3,398万1,000円、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金——第7弾であります——の市負担分及びコロナ禍の影響を強く受ける事業者の販売促進に係る広告や感染症対策の備品購入等を支援する新型コロナウイルス商工緊急対策事業に3,380万円、指定管理施設等を対象とする市独自の協力金及び消費拡大に向けたキャンペーン事業の市特産品等商品や広告経費等、新型コロナウイルスの観光緊急対策事業に2,931万4,000円、それから、大和地域の統合小学校の整備に向け、整備地である現大和北小学校のプールの解体工事及び用地取得経費の増額に伴い、小学校統合整備事業に7,300万1,000円、梅雨及び停滞前線がもたらした豪雨災害による農地農業用施設、林業用施設及び公共土木施設の復旧工事等の増額に伴い、単独災害復旧事業及び現年補助災害復旧事業に合わせて3億1,577万円等、それぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入でございますけれども、これらの歳出に対する財源として、農地農業用施設、林業用

施設及び公共土木施設の災害復旧費に係る分担金が合わせて586万円、国・県支出金が合わせて1億5,456万5,000円、市債であります。災害復旧債が合わせて1億1,670万円、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金4,112万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金5,647万6,000円、森づくり振興基金繰入金5,773万7,000円、環境イノベーション情報機構からの補助金5,420万2,000円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債6,040万円、公共事業等債1,150万円、学校教育施設等整備事業債1,730万円等、それぞれ増額補正をしようとするものであります。

以上、歳出・歳入それぞれ、増加、減少要因等を総合いたしました。一般会計につきましては、8億623万9,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計では、令和2年度保険給付費等交付金等の確定に伴う精算により、岐阜県への償還金1,942万7,000円の増額、また、同会計の直営診療施設勘定では、医療提供体制設備整備交付金等の確定に伴う財源更正及び医療機器修繕等116万6,000円の増額、介護保険特別会計では、令和2年度介護給付費等の確定に伴う精算により、岐阜県等への償還金1,411万9,000円の増額、介護サービス事業特別会計では、郡上偕楽園の漏水修繕及び空調工事等の施設整備等154万4,000円の増額、後期高齢者医療特別会計では、令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算による一般会計繰出金121万9,000円の増額、また、大和財産区特別会計では、森林整備センター分収造林事業の実施による委託料1,805万1,000円の増額、そして、郡上市下水道事業会計では、新規加入による下水道接続工事及び浄化槽工事として2,684万円の増加等、それぞれ歳出・歳入等について補正するようお願いをするものであります。

議案第111号から議案第115号までは、第2次郡上市総合計画基本構想の改訂、郡上市過疎地域持続的発展計画の策定、和解及び損害賠償の額の決定並びに2件の財産の取得及び処分について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、一般財団法人郡上八幡産業振興公社等、第三セクターの経営状況に関し5件の報告、令和2年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告、そして和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和3年9月8日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

◎議案第72号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保） 日程3、議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） おはようございます。それでは、議案第72号をお願いいたします。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

意見を求めますのは、ここの表に記載してございますが、八幡町の細川竜弥さん、生年月日は記載のとおりです。白鳥町の出井建雄さん、白鳥町の谷口英弘さん、白鳥町の丸井祐子さん、明宝の大林稲子さんでございます。

人権擁護委員15名のうち5名の任期が令和3年12月31日をもって満了となるため、新たに5人を推薦するものでございます。今回、推薦しようとする5名の方でございますが、まず、出井さんにつきましては、平成22年から4期11年9か月にわたりまして委員として御活躍されておりますし、現在、委員長でもございます。細川さんについても、1期2年9か月にわたりまして委員として御活躍されておりますし、大林さんにつきましても、1期2年9か月にわたり委員として御活躍されていることから、このたび再任し推薦するものでございます。

新任の谷口さんにつきましては、教員として長年勤務され、退職後は市の学習支援センターで主任指導員として勤められました。子どもや障がいのある人への人権問題に関わってこられたこれまでの経験を生かしながら、地域社会の人権問題についても力を注いでいただける方であることから、今回推薦をさせていただきたいと思っております。

もう一人、新任の丸井さんにつきましても、教員として長年勤務され、退職後は市の学習支援センターで相談員として勤められました。その活動の中でも、様々な人権問題に関心を持ちながら、子どもや保護者が安心して生活できるよう各関係機関と連携して相談に当たってこられました。これまでの経験を生かしながら、人権啓発活動への熱心な取組が期待できる方であることから、今回推薦をさせていただきたいと思っております。

なお、この5人の任期につきましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間でございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第72号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第72号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第73号から議案第80号までについて（提案説明）

○議長（山川直保） 日程4、議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程11、議案第80号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

議案第73号と議案第74号、日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

明宝畑佐・小川間の新トンネルの供用開始による自主運行バス小川線の運行ルート変更に伴い、運行距離及び料金表を改定するため、この条例を定めようとするものであります。

おめくりいただきますと改め文がございますが、その後の新旧対照表を御覧頂きたいと思っております。

まず、1ページを御覧ください。

自主運行バス設置を規定しております第2条の表になりますが、この小川線につきましては、明宝気良57番地1の明宝小前を起点としまして、明宝小川1488番地4の榎谷口まで、日曜日を除きまして1日3往復する運行を行っております。片道の運行距離は御覧のとおり18.7キロメートルとなっております。そういった現状でございますが、本年中に工事の完成が予定されております（仮称）めいほうトンネルが供用開始されますと、当然ではあります、運行距離が短縮でき、かつ安全性が格段に向上します、このトンネルを経由したルートに変更したいと考えておりますので、そうしますと、運行距離が5.1キロメートル短縮されまして13.6キロメートルになるということで、そのように改めさせていただくものであります。

次に、2ページを御覧頂きたいと思えます。

小川線の料金表ですが、料金の設定につきましては、市が公共交通会議に諮って定めておりますルールに基づきまして、右側の旧の料金表のとおり100円から400円の間で定めておりますが、この中で今回のルート変更に影響のない明宝小前から郵便局前までの区間内と小川地区の道谷から榎谷口までの区間内を除きまして、それぞれの区間で100円ないし200円料金を引下げをさせていただくものでございます。また、別紙図面は小川線のルート図となっておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

なお、この一部改正の施行日につきましては、現在、（仮称）めいほうトンネルの供用開始日が公表されておられません関係から、別途規則で定める日からとしておりますが、供用開始日が公表され次第、本改正条例の施行日を定める規則を制定し、施行日を定めて告示をする予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

公務上の要因による職員の自死事案に関し、その管理監督責任がある市長及び副市長の給料の額について、減額措置を講じるため、この条例を定めようとするものであります。

おめくりいただきますと、改め文、新旧対照表もございますが、説明はその後の資料でさせていただきます。資料を御覧頂きたいと思えます。2番の改正点を御覧ください。

本条例改正におきましては、提案理由に従いまして、本年10月に支給する市長及び副市長の給料につきまして、現行の特例減額率にさらに上乘せをして減額措置を講ずるものです。

2つ目の丸の表を御覧頂きたいと思ます。

市長につきましては、条例本則では82万9,000円としておりますが、この特例条例におきまして現在は10%を減額し、74万6,100円を支給しております。これをさらに20%上乗せしまして30%減額とし、支給額を58万300円としますので、現在の支給額よりもさらに16万5,800円減額することとなります。

また、副市長につきましては、本則では月額66万4,000円としておりますが、この特例条例におきまして現在は5%を減額し、63万800円を支給しております。それをさらに10%上乗せして15%減額とし、支給額を56万4,400円としますので、現在の支給額よりもさらに6万6,400円減額することとなります。

なお、施行日は公布の日からとしてございます。よろしくお願ひします。

○議長（山川直保） 続きまして、議案第75号から議案第78号をお願ひします。

吉田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、まず議案第75号をお願ひいたします。

郡上市押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について。

郡上市押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

行政手続における署名・押印の見直しにより、人との接触機会の低減、事務の簡素化・効率化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりを頂きまして、改め文、そして、その次のページに新旧対照表がついてございますが、最後に資料のほうをつけてございますので、こちらのほうで説明をさせていただこうと思ます。よろしくお願ひします。

まず、押印見直しの経過でございすが、こちらのほうは、国は新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、書面主義、対面主義を含め、可能な限り人と人との接触機会を少なくすることで新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止すること、押印の見直しを通じて、業務そのものの見直しや効率化を図るとともに、デジタルガバメントの実現につなげ、行政サービスを効率的・効果的に提供することを目的として行政手続の見直しを進めておりまして、地方公共団体にも同様の見直しが求められているというもので、郡上市におきましては、これに準拠し、郡上市押印・署名見直し方針を定め、市における押印等の手続の見直しを進めているところでございします。

押印見直しの基準でございすが、まず、条例につきましては、個別に条例を改正しまして、押印の規定を削除することとしておりますし、規則、それから告示、訓令等につきましては、特例例

規を整備というふうに書いてございますが、別途、廃止の決裁によりまして、規則等の規定に関わらず、署名・押印の義務づけを廃止し、記名を求めることができる旨を規定したこの特例例規を整備するものとしております。

それから、押印見直しの対象例規数でございますが、条文中に「署名」、「押印」、様式中に「丸印」等の規定がある例規数は、条例が7件、例規が198件、告示が182件、訓令が65件ということで、計452件となっております。

条例の主な改正内容でございますが、今回、5条例をお願いしたいと思っております。

1つ目には、郡上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例でございます。認可地縁団体の印鑑登録申請、廃止申請における押印の規定を削除するものでございますし、2つ目には、郡上市固定資産評価審査委員会条例でございます。こちらは、審査申出書、口述書における押印の規定を削除するものでございます。

それから、3つ目に郡上市職員のサービスの宣誓に関する条例で、宣誓書の提出時における任命権者等の面前で署名する規定を任命権者に提出するという旨に改正するものでございます。これと、宣誓書の様式中の丸印を削るものでございます。

それから、郡上市火入れに関する条例については、火入れ許可申請書の様式中丸印を削るものでございますし、最後に、5つ目として、郡上市旅館建築の規制に関する条例では、旅館の建築等の届出の様式中丸印を削るものでございます。

なお、見直し対象中、今回の改正に含まれない条例が2つございますが、郡上市の公告式条例につきましては、条例、規則の公布における市長の署名、告示等での市長印の押印のため、省略を不可というふうにしてございます。

それから、2つ目には、郡上市議会委員会条例につきましては、6月の定例会において改正済みということでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行ということですので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第76号をお願いいたします。

郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりを頂きますと、改め文がついておりますし、その後は新旧対照表がついておりますが、こちら添付の資料のほうで説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

この条例につきましては、中小企業の生産性の向上に向けた取組を支援するために、平成30年に生産性向上特別措置法が制定され、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、固定資産税を3年度間ゼロとする特例措置が講じられてきたものでございます。

今般の令和3年度の法律改正におきまして、この生産性向上特別措置法が廃止され、これに代わる恒久的な法律としての中小企業等経営強化法に移管をされました。

これに伴って地方税法も改正されましたので、条例についても改正をするものでございます。

この制度の概要につきましては、まず、郡上市は法令に基づきまして導入促進基本計画というものを策定して、経済産業省の同意を求めます。中小企業については、市の計画に基づいて先端設備導入計画を策定し、市の承認を得ることとなっております。先端設備導入後、申請をしまして、対象資産に係る固定資産税を3年度間に限りゼロとするものでございますが、根拠法令としましては、下の四角の中にありますが、生産性向上特別措置法を根拠法令としております。

条例のほうでは、1つ目に、条例附則第10条の2第14項では、地方税法附則第15条第41項の対象資産でございます機械、装置、工具、器具、備品、これをゼロとするということにしておりますし、2つ目には、条例附則第10条の2第16項で、これはコロナの特例になりますが、ここでさらに、地方税法附則第64条の対象資産でございます家屋と構築物、これについてもゼロということにしております。

この14項と16項によりまして、家屋、構築物、機械、装置、工具、器具、備品について、固定資産税をゼロとしているものでございます。

ところが、下の四角にいきまして、根拠法令でございます生産性向上特別措置法の適用期間が令和3年3月31日で終了したため、右の中小企業等経営強化法に移管、恒久化されたものでございます。

これによりまして、令和3年度法律改正で、地方税法附則第15条第41項、これが削除されたため、この条文を根拠としておりました市の条例の附則第10条の2第14項、これを削除するものでございます。

さらに、一番下の表に記載してございますが、第16項が第15項に繰り上がるものでございますが、この第15項につきましては、法附則第64条に規定する市の条例で定める割合はゼロというふうにしてございます。

地方税法附則第64条につきましては、令和3年6月16日に改正をされまして、対象資産が家屋、構築物に加え、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備というふうに変更られて、削除されました法附則第15条第41項に規定された種類の資産全てを含むことになってございます。

結果としましては、改正前と同じ内容を満たすというものになったものでございます。

それでは、改め文のほうへ、すみません、戻っていただきまして、附則のほうで、施行期日につ

きまして、こちらは公布の日から施行するものでございますし、2条では経過措置を規定しております。1項につきましては、令和3年3月31日以前に、改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者が取得した家屋、構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるというものを規定しておりますし、第2項につきましては、令和3年4月1日以降、改正後の法附則第64条に規定する家屋、構築物、機械及び装置等々につきましての取得については、令和4年度以降に課税する固定資産税について適用するというものを規定したものでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第77号をお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の特例要件を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改め文、そして、新旧対照表がついてございますが、こちらも資料をつけてございますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、過疎地域の自立促進特別措置法では、法律によりまして、公示された地域内において、要件に当てはまる事業の用に供する設備を新設、増設した場合、新たに課税されることになった年度から3年度間に限り、対象資産に係る固定資産税を免除していました。これは、令和3年3月31日までの措置でございまして、引き続き、過疎地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これが令和3年4月1日から施行されました。

これによりまして、郡上市では新たな法律に基づき、要件を満たす資産について、引き続き、申請により課税免除措置を行おうとするものでございます。

制度の概要としましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に規定する市町村計画に記載された産業振興促進区域内（八幡、美並、明宝、和良）——八幡、美並が新規でございまして——こちらにおいて、下記の業種を営む者が、事業の用に供する設備の取得、製作もしくは建設をし、一定の要件を満たす場合は、当該資産に係る固定資産税について、申請によりまして、新たに課税されることとなった年度から3年度間に限り、課税を免除されるものでございます。

改正の内容は、下の表のほうに記載してございます。

まず、対象資産に、改正後のところを見ていただきますと、情報サービス業のところの下線が引

いてございますが、情報サービス業等を新たに追加するものでございますし、取得価格要件につきましては、改正後を見ていただきますと、製造業、旅館業につきましては、取得価格の合計額が500万円以上、そして、資本金5,000万円を超え1億円以下の法人については、取得価格の合計額が1,000万円以上、資本金1億円超えの法人につきましての取得価格の合計2,000万円以上というふうになって、さらに、情報サービス業、農林水産物等販売業につきまして、取得価格の500万円以上とし、業種ごとに要件を緩和したものでございます。

それから、設備投資要件につきましては、新設、増設を取得または製作もしくは建設（建物については、新築、増築、改築、修繕）と、そして、資本金5,000万円を超える法人については新設、増設のみとして、こちらも要件を緩和したものでございますし、適用期間は令和6年3月31日までということで、3年間延長したものでございます。

申請については、毎年となっておりますものを各年度の1月31日までというふうにするものでございます。

改め文のほうへ、もう一度、すみません、戻っていただきまして、2ページ目の附則を見ていただきますと、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございますし、経過措置としましては、令和3年3月31日以前に設備を新設し、または増設したものに係る課税免除につきましては、なお従前の例によるということにしております。

以上でございます。

それから、最後に、議案第78号をお願いいたします。

郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について。

郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改め文、それと、新旧対照表が2枚ほどついておりますが、最後にこれも資料をつけております。こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

改正の趣旨としましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律が改正されました。このため、郡上市の個人情報保護条例と、郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、それから、郡上市手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要の①と②ですが、個人情報保護条例の一部を改正する条例、及び郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、番号法第

19条には特定個人情報の提供の制限が規定されておりますけれども、従業員本人の同意があった場合において、転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とするという旨の第19条第4号が追加されたことに伴いまして、号の繰下げが発生したこと等によりまして、改正を行うものでございます。

1つ目の郡上市個人情報保護条例の第27条第2項につきましては、情報提供等で記録を訂正した場合の通知先について規定したものでございますが、デジタル庁設置法におきまして、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更になりました。このことにより、総務大臣から内閣総理大臣のほうへ提出先を改めるものでございます。

番号法に第19条第4号が追加されたことによりまして、号のほうは繰り下がり、第2項中の引用事項を第19条第7号から第19条第8号に、そして、同条第8号から同条第9号に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

郡上市個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例第1条及び第5条でございます。

番号法に、先ほど申し上げましたが、第19条第4号が追加されましたので、このことにより号が繰り下がり、第1条の趣旨及び第5条の特定個人情報の提供、これの引用条項でございます第19条第10号を第19条第11号に改めるものでございます。

それから、右のページ、次のページをお願いします。

3つ目に、郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

番号法の改正に伴いまして、現在、市町村からの委託を受けて、マイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構、J-LISとありますが、これを地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換をされました。J-LISがマイナンバーカードを発行する主体として明確化されたものでございますが、このことから、マイナンバーカード発行に係る手数料の徴収の事務につきましては、J-LISから市のほうへ委託をすることができるという旨の規定が盛り込まれまして、再発行の手数料の徴収につきましては今までどおり郡上市で行いますが、徴収した再交付手数料につきましては、市の歳入とはならず、歳入歳出外の現金として収受をしまして、J-LISのほうへ納めるということになります。

このため、郡上市の手数料条例、別表第1中「個人番号カード再交付手数料1枚につき800円」という欄を削除するものでございます。

改め文のほうへ戻っていただきますと、附則のところ、2ページ目になりますが、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 続きまして、議案第79号、80号をお願いします。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、議案第79号をお願いいたします。

郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

郡上市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、工業団地事業特別会計を廃止するため、この条例を定めようとするで
ございます。

1枚おめくりいただきますと、改め文があり、その次に新旧対照表がございますので、こちらの
ほうで説明をさせていただきたいと思っております。

旧のほうでございますが、条例の第1条第7号に工業団地事業特別会計が設置をされております。
工業団地事業である大島工業団地の整備が完了したことから、本条例の第1条第7号の「工業団地
事業特別会計」を削除するものでございます。

ただ、このことから、それぞれの号ずれを修正いたします。

この条例は公布の日から施行をいたします。

続きまして、議案第80号でございます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上
市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上
市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正、過疎
地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の規定を整備するため、この条例
を定めようとするでございまして。

おめくりいただきますと改め文がございます。その次に新旧対照表がございますが、もうあと
1枚めくっていただきますと、資料がその後についてございますので、こちらの資料で説明をさせ
ていただきたいと思います。

資料の2段目のところの主な内容のところを御覧頂きたいと思っております。

まず、1として、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
につきましては、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及
効果を及ぼすような地域経済を牽引する事業を支援し、地域経済の発展に資することを目的に、従
来の法が一部改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に

改称がされました。

また、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。

これらのことに伴いまして、本条例の一部改正を行うものであります。

初めに、本条例の題名の法律名称の改正でございます。

旧の法律名称から、新たに制定がされました法律名称であります地域経済牽引事業の促進による地域の成長発達の基盤強化に関する法律に改めます。

次に、第1条（目的）の改正でございますが、第1条に明記の法律名、そして、法が定める区域名称、法律名から引用する語句の改正でございます。

裏面の2ページを御覧頂きたいと思えます。

改正後の条例第1条では、ここに引用の法律名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、区域名称を「促進区域」に、あと、法律名から引用する語句として「地域の成長発展の基盤強化を」に改めをいたします。

ここで、法律に規定する郡上市における促進区域ということでございますが、このことは法の第4条第6項に従いまして、県は地域の成長発展の基盤強化に関する基本計画を策定し、国の同意を得た郡上市の促進区域ということになります。市域内の自然公園区域とか鳥獣保護区等を除く全地域であります。このことは、現条例の集積区域と同様の区域でございます。

次に、第2条（固定資産税の課税免除）の改正でございます。

まず、改正前の第1項から第3項までの内容について御説明を申し上げます。

まず、第1項では、市長は、同意集積区域内で、法が規定する指定集積業種に属する事業を行う者が、自身で作成し、県の承認を受けた企業立地計画に従って設置した施設について、家屋もしくは構造物、またはこれらの土地に対して課する固定資産税を3か年度分に限り免除するということが明記されております。

固定資産税を課税免除する業種と対象の施設、そして、期間について定めております。

ここで、法が規定する指定集積業種に属する業種ということでございますが、こちらは県が作成し、国の同意を得た基本計画において定められた指定集積業種に係る事業でありまして、郡上市では製造業と運輸業になります。

続いて、第2項では、前項で規定する施設は1の施設であって、当該施設の用に供する家屋または構造物を構成する減価償却資産及び当該家屋または構造物の敷地である土地の取得価格の合計額が2億円——農林漁業関連業種は5,000万円——を超え、基本計画の同意日から5年以内に取得したもので、かつ、土地については、取得の日から1年以内に家屋または構造物の建設に着手した場合ということが明記されております。

固定資産税の免除される減価償却資産ということと、土地の取得価格の基準、そして取得日からの期間というものが定められております。

ここで対象となる減価償却資産につきましては、所得税法施行令と法人税法施行令で規定をされておりまして、共に、以下に示すような建物及びその附属設備と建築物に限定がされております。

3ページのほうを御覧ください。

3項のところでございますが、固定資産税減免対象の家屋につきましては、対象とならない部分が含まれる場合は、床面積のうち、対象となる床面積の割合が2分の1以上、構築物については、対象に含まれない部分がある場合は、減価償却資産の取得合計額のうち、対象となる減価償却資産の取得合計額の割合が2分の1以上であるということが明記をされております。1の施設において、対象外施設との割合について定めております。

これら第1項から第3項までの内容につきましては、改正後の第2条において、下にありますが、法の一部改正に伴いまして、今申し上げました第1項から第3項までの固定資産税の課税免除の要件が改正後の条例第2条にまとめられました。それで、新法第14条第2項の規定により、新法第2条第1項に規定する施設としましては、対象業種が地域経済牽引事業として認められる業種に変更されまして、岐阜県が基本計画で定める以下の全ての事項を満たすものとされます。

1つは、地域の特性及び活用に沿った事業であると見込まれること、2つ目は、高い付加価値の創出が見込まれること、3つ目は、地域の事業者に対する相当の経済効果が見込まれること、この3つが満たされれば、業種は全業種ということになります。

また、新しい省令、法第2条によりまして、取得価格の合計額が1億円——農林漁業関連業種は5,000万円に変更をされます。

次に、第3条の適用除外の改正でございます。

適用除外の規定中、引用法律名を過疎地域自立促進特別措置法から、新たに制定されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行をいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保） 以上で、説明は終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第82号から議案第103号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保） 日程12、議案第82号 令和2年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程33、議案第103号 令和2年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの22議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、議案第82号から議案第103号まで、今回、決算認定に付する全22会計の議案の表題につきまして、まとめて読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第82号 令和2年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号 令和2年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 令和2年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第102号 令和2年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第103号 令和2年度郡上市病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付するものでございます。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、続きまして、A4の縦の表で全22会計につきまして、予算の現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額を一覧にしました令和2年度決算総括表をお配りさせていただいておりますが、各会計ごとに歳入決算額及び歳出決算額のみを読み上げさせていただきます。

一般会計、歳入が339億862万9,124円、歳出が325億3,370万1,923円。

国民健康保険特別会計、歳入が46億3,254万3,593円、歳出が44億1,298万5,227円。直営診療施設勘定ですが、歳入が3億4,792万6,426円、歳出が3億2,763万3,260円。

介護保険特別会計、歳入が44億5,000万6,075円、歳出が44億4,632万9,185円。

介護サービス事業特別会計が、7億5,837万7,487円、歳出が7億2,655万8,261円。

駐車場事業特別会計が、歳入が599万7,593円、歳出が556万1,553円。

宅地開発特別会計の歳入が754万6,721円、歳出が69万8,600円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計の歳入が3,994万8,933円、歳出が1,420万150円。

鉄道経営対策事業基金特別会計の歳入が87万3,849円、歳出が87万3,849円。

後期高齢者医療特別会計の歳入が6億3,215万9,154円、歳出が6億2,501万3,332円。

小水力発電事業特別会計の歳入が5,596万6,071円、歳出も5,596万6,071円。

工業団地事業特別会計の歳入が10億181万7,442円、歳出が10億181万7,442円。

大和財産区特別会計が1,910万2,328円の歳入、歳出が666万2,190円。

白鳥財産区特別会計の歳入が357万3,864円、歳出が160万5,022円。

牛道財産区特別会計、歳入が2,453万389円、歳出が1,465万1,254円。

石徹白財産区特別会計の歳入が3,309万809円、歳出が2,292万7,191円。

高鷲財産区特別会計の歳入が3,584万1,675円、歳出が2,318万5,267円。

下川財産区特別会計、歳入が464万1,797円、歳出が21万1,981円。

明宝財産区特別会計の歳入が3,154万405円、歳出が2,367万3,199円。

和良財産区特別会計の歳入が996万3,490円、歳出が435万2,381円でございます。

一般会計と特別会計の歳入の合計につきましては460億407万7,225円で、歳出の合計につきましては442億4,860万7,338円でございます。

続きまして、水道事業会計ですが、収益的収支の収入のほうでございますが、12億5,763万9,701円、支出のほうは11億8,479万7,297円。資本的収支の収入が4億5,763万5,000円、支出が8億4,934万4,572円。

下水道事業会計におきます収益的収支の収入が26億7,406万259円、支出が26億3,269万4,234円。資本的収支の収入が4億7,188万4,918円、支出が13億8,527万3,379円。

病院事業会計におきます収益的収支の収入が39億6,423万5,413円、支出が42億501万1,066円。資本的収支の収入が4億8,230万円、支出が6億679万7,692円でございます。

総括表におきまして、歳入歳出決算額を申し上げましたが、このほかに決算書を御審議頂く資料としまして、監査委員御提出の決算審査意見書とともに、種々の資料を用意させていただいております。

決算書といたしまして、一般会計歳入歳出決算書、それから、特別会計歳入歳出決算書、水道事

業会計決算書、下水道事業会計決算書、病院事業会計決算書を提出させていただいております。

さらに、資料としまして、主要施策の成果及び予算執行実績報告の概況、同じく主な事業報告、決算資料、それから、水道事業会計決算附属資料書類、それから、下水道事業会計決算附属資料、病院事業会計の決算附属資料の1、2を提出させていただいております。

それぞれ確認を頂きながら御審議を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩を取ります。再開は11時10分を予定します。

お願いたします。

(午前10時59分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎発言の訂正

○議長（山川直保） ここで、古田総務部長より発言を求められておりますので許可いたします。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） 失礼します。

先ほどの提案説明の中で議案第77号になりますが、これの説明資料の中で一部訂正をさせていただきたいのと、説明のほうも同時に訂正をさせていただきたいと思っておりますので、議案第77号の説明資料のほうをもう一度見ていただきたいと思います。過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部改正についてというA4横の資料でございます。この下部のほうに改正内容を記載してございますが、その2段目に取得価額要件の欄がございまして、改正後の欄につきまして、製造業、旅館業は取得価額の合計500万円以上ですが、資本金5,000万円を超えて1億円以下の法人については「所得価額」というふうに書いてございますが、「取得」——取るという字の間違いでございます。説明のほうも、「所得」と申し上げましたが、「取得」というふうに変更をお願いします。

その下の1億円超えにつきましても、同内容の訂正をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（山川直保） 説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。ここで、代表監査委員から審査の報告をいただきたいと思います。

大坪代表監査委員。

○代表監査委員（大坪博之） 令和2年度決算審査報告を申し上げます。

市長から審査に付されました令和2年度の決算審査を実施し、審査意見書を提出させていただきましたので、概要を御報告させていただきます。

審査は、7月2日から8月7日までの16日間にかけて、尾村監査委員と2人で書類審査及び現地審査により実施いたしました。

審査の着眼点、審査方法は、調書及び各書類が関係法令等に準拠して作成されているか、令和2年度の予算が適正に執行されているか、決算に示された数値に誤りがないか、事務事業の効果などについて担当部局の説明を聴取しながら、公正不偏の態度で実施いたしました。

その結果としましては、いずれも関係法令に沿って、適正に執行されていることを認めました。

それでは、各審査意見について順次報告を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計について御説明しますので、郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の33ページを御覧ください。

ここで、数値に誤りがありましたので、正誤表のとおり、基金残高及び増減額の訂正をお願いいたします。

それでは、御説明申し上げます。

令和2年度の決算額は、一般会計、特別会計合わせて、歳入が460億407万7,225円で前年度に比べ18億3,956万9,491円、4.2%増、歳出が442億4,860万7,338円で前年度に比べ20億799万2,573円、4.8%増で、歳入歳出ともに増加しました。

決算収支は、形式収支額が17億5,546万9,887円の黒字で、翌年度へ繰越すべき財源1億6,416万8,000円を控除した実質収支額も15億9,130万1,887円の黒字だが、実質収支額から前年度実質収支額を引いた単年度収支額は6,570万82円の赤字となった。これは、令和2年度から下水道事業会計が特別会計から公営企業会計に移行したことによるものである。

財政指標では、財政力指数は0.318で前年度に比べ0.006ポイントの増、経常収支比率は84.8%で前年度に比べ3.0ポイントの減となっており、若干であるが、財政構造の弾力性を僅かに取り戻した。しかし、財政運営の健全性を示す実質収支比率は3から5%程度が望ましいとされるが6.9%で前年度に比べ1.2ポイント増となっており、引き続き財政健全化に向けた努力を継続していただきたい。

地方債については、令和2年度から公営企業会計に移行した下水道事業会計を除くと、新規借入額は25億9,170万円で前年度に比べ8億2,870万円、24.2%減、元金償還額は45億5,365万1,489円で前年度に比べ6億719万9,336円、15.4%増と、新規借入を抑え償還を多く行ったため、令和2年度末の地方債残高は317億511万6,000円と、前年度に比べ19億6,195万2,000円の減となった。今後も、

地方債の新規借入額を抑制しながら償還に努められ、地方債の減少に努めていただきたい。

基金残高は、財政調整基金が財源調整のため3億1,026万9,377円の取崩しをしたこと、ケーブルテレビ事業整備基金が伝送路更新事業のため2億9,628万2,775円の取崩しをしたことなどにより、基金全体の残高は66億9,646万1,861円と、前年度末残高より6億378万9,462円の減となった。国県補助金などの財源の確保に努められ、基金残高の安定を図られたい。

市税は、法人市民税、たばこ税、入湯税が減となったが、固定資産税が課税評価額の増加により増となったため、市税全体で50億638万644円となり、前年度より4,598万6,812円、0.9%増となった。

市の債権の収納状況は、市税の収納率が94.2%で前年度に比べ0.8ポイントの減、国保税の収納率が79.8%で前年度に比べ1.2ポイントの増となっている。納税相談においては、税負担の公平性に配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化の影響も考慮の上、納税猶予制度の活用など柔軟かつ丁寧な対応を心がけていただきたい。

収入未済額については、学校給食費、住宅使用料とも現年度分は減となっており、職員が徴収努力された成果が出ている。収入未済額を増やさないためには早めの対応が必要であり、今後も、より一層の収入未済額削減に向けて努力をされたい。

担当課で回収が困難となっている債権については、令和2年4月に設置された債権管理室が中心となり、担当課との連携の強化や債権管理に関する知識、ノウハウの共有、収納方法の多様化など、納付しやすい環境づくりなどにより収納率向上に努め、適正かつ効率的な債権回収に努められたい。

歳出では、会計年度任用職員制度の開始により人件費の増、特別定額給付金給付事業の実施により補助費の増、道路除雪経費の増加により維持補修費の増となったほか、下水道会計の公営企業化による繰出金から補助金への移行及び新型コロナウイルス観光緊急対策事業により補助費で増となった。今後も新型コロナウイルス対策など大きな支出が見込まれるが、財源の確保が重要課題であり、有利な財源の確保と併せて、事業の重要性、有用性についても十分検証され、必要な事業を推進されたい。

新型コロナウイルス感染症により、市内の経済は大きな影響を受けており、来年度の税収にも大きく影響すると考えられる。人口減少が進む中、また、限られた財源を有効に活用していくため、引き続き予算執行、予算編成に当たり、研究・検討をいただきたい。

以上で、令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見とします。それぞれ改善・検討され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市となるよう御尽力をいただきたいと思います。

以上が、令和2年度郡上市一般会計・特別会計に関する審査意見であります。

次に、水道事業会計につきまして御説明いたしますので、令和2年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の10ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和2年度の業務実績は、人口減少の影響により給水人口は減少となったが、給水戸数、年間配水量は共に僅かに増加している。コロナ禍による給水収益への影響が懸念されたが、前年度並みとなった。有収率は前年度の81.8%から82.1%となり、前年度と同水準を維持している。施設の老朽化に伴い有収率の低下が懸念されるため、老朽管路等の更新・耐震化事業の計画的・継続的な推進が望まれる。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は140円01銭で前年度とほぼ同水準であったが、営業費用は253円83銭と前年度より0.8%減となり、1立方メートルの水道水を供給することで114円程度の給水損失となっている。これは老朽化した施設が多いため、採算性が悪化していることを意味している。

しかし、総収益と総費用を比較した総収支比率は、一般会計からの補助金により100%を超える105.4%となっている。

未処分利益剰余金は7,395万円で、昨年度より653万円、8.1%の減となったが、前年度に引き続き黒字経営となっている。引き続き経営努力に取り組まれない。

次に、流動比率を見ると179.9%となり、昨年度に引き続き200%を下回ることとなった。これは簡易水道事業債償還金の影響によるものであるが、昨年度に比べ5.9ポイント向上しており、財政状態の改善が見られます。

給水収益に係る未収金の当年度分収納率は99.6%となり、昨年度より0.1ポイント向上している。収納率は引き続き高水準を維持しており、精力的な滞納整理がうかがえます。今後も未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度分の回収に努力されたい。

簡易水道事業の統合により、市内1水道となって3年目の決算を迎えたが、本市は地形的に典型的な中山間地域にあるため、水道事業は点在する多くの給水区域や延長約900キロメートルの水道管路を抱えており、また、人口減少による料金収入の減少や既存施設の老朽化、水源の悪化等、ますます厳しい経営環境が予想されます。適正な料金への見直しについては、コロナ禍の影響により先送りはやむを得ないと予想されるが、今後も経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたい。

以上が、令和2年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、下水道事業会計について御説明いたしますので、22ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

下水道事業は、本年度から地方公営企業法の規定の全部を適用し、初めての決算となる。

令和2年度の業務実績は、行政域内人口4万194人に対し、水洗化人口は2万9,508人で、普及率

は73.4%となっている。本市の下水道事業は施設整備がおおむね完了しており、郡上市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等に大きく貢献している。整備した効果をより効率的に発揮するため、継続的な接続促進に努められたい。

固定比率は、自己資本に対する固定資産の比率で171.4%となっており100%を大きく上回っているが、下水道事業の場合は建設時の財源として企業債に依存する割合が高いため、必然的にこの比率が高くなっている。

次に、流動比率を見ると22.8%となっており200%を大幅に下回っている。下水道整備の際に借り入れた企業債の次年度償還金が流動負債に計上されるため、大きく比率が低くなっているが、長期的な視点で今後の財務体質改善に努められたい。

総収益と総費用を比較した総収支比率は、一般会計からの補助金により100%を超える101.4%となっており、未処分利益剰余金は3,471万円の計上となっている。

また、下水道使用料に係る未収金の5月末時点での当年度分収納率は99.7%となっており、水道事業と同様に高い水準を維持し、精力的な滞納整理がうかがえる。今後も未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度分の回収に努力されたい。

下水道事業は装置産業とも呼ばれ、管路、設備など、多くの資産を有している。本市は地形的に典型的な中山間地域にあるため、より多くの処理場と下水道管路等を抱えており、また、人口減少による使用料収入の減少や既存施設の老朽化等、ますます厳しい経営環境が予想される。下水道事業は企業会計としてスタートしたばかりであるが、下水道統合整備事業など、今後も経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、持続可能な下水道サービスの提供に努められたい。

以上が、令和2年度郡上市下水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、病院事業会計について御説明いたしますので、39ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

両病院とも前年度に引き続き赤字決算となり、大変厳しい状況となっている。

業務実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による受診控えや長期処方を行ったことにより、両病院とも外来患者数が大きく減少し、前年度と比べ3万1,536人減となっている。国保白鳥病院は、外科、整形外科の診療科目を廃止したことも影響し、前年度と比べ外来患者数が39.8%減少している。入院患者数は、緊急度の低い手術の先送りをしたことと、郡上市民病院の療養病棟を閉鎖したことにより、両病院で前年度に比べ6,397人減少している。コロナ禍ではあるが、引き続き感染対策を実施しながら利用者増に向け取り組んでいただきたい。

設備整備については、郡上市民病院では電子カルテサーバーやデジタルエックス線透視撮影システムの医療機器等の更新、蒸気ボイラーの更新など、1億3,331万5,600円の施設整備が行われた。

国保白鳥病院では、エックス線一般撮影装置やリアルタイム濁度測定装置の医療機器の更新、外来、病棟改装及び透析室移転工事設計の施設整備が行われた。医療の充実や、より高度な医療を進めるためには、最新の技術を駆使した医療機器の導入や医療機器の更新は必要な措置と考えるが、経営状態を見ながら計画的に整備を進められたい。

財務比率については、経常収支比率は郡上市民病院が93.1%と前年度と比較し0.4ポイントの増加、国保白鳥病院が96.9%と前年度と比較し1.7ポイント増加しており、両病院とも経営状況は改善している。医業収支比率は、郡上市民病院が4.8ポイント減少し85.67%、国保白鳥病院が4ポイント減少し77%となっている。

固定比率は100%以下が望ましいとされているが、郡上市民病院は505.1%、国保白鳥病院は371.9%と両病院とも高い数値となっている。

流動比率は、両病院とも理想比率である200%を下回っており、年々減少している。

自己資本構成比率は、両病院とも企業債の割合が高いため、理想比率である50%を大きく下回っている。

未収金については、入院、外来などの窓口負担と保険の未収金は減少したが、国県補助金の未収金が増加したことにより前年度に比べ9,702万2,770円増となり、総額で3,826万7,625円の増となっている。未収金は、受益者負担の公平性の観点からも原因をしっかりと分析し、新たな未収金の発生を防止するための対策を講じることが必要である。

収益については、日々雇用職員が会計年度任用職員となったことにより給与費は増加したが、国保白鳥病院で医師2名が退職したことにより、総額では前年度に比べ3,044万円の減となった。また、材料費や経費が患者数の減少に伴い減ったことと、減価償却費、企業債残高が減ったこと、国県補助金が大きく増となったことなどから、前年度と比べ純損失は減少している。

今年度は、コロナ禍により医業収益は大幅に減少し、国県補助金の一時的な収入により補うことで純損失は改善しているが、引き続き両病院とも地域の中核的な医療機関としてサービスの向上とコストの縮減に努めるとともに、医師、看護師等の医療従事者の確保や施設の整備により、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努められたい。

以上が、令和2年度病院事業会計に関する審査意見であります。

次に、財政健全化判断比率等に関する審査について御説明いたします。報告第12号に添付されております令和2年度郡上市財政健全化判断比率審査意見書の1ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

市長から審査に付された健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として表れていないの

で、良好な状態と認める。

実質公債費比率については、前年度と同じ12.4%となった。今後も引き続き財政健全化に向けて努力されたい。

将来負担比率は、前年度に比べて2.0ポイント下がり83.3%となっている。これは、新規借入を抑えつつ償還に努めたことにより市債現在高が減少したことや、下水道事業会計が特別会計から企業会計に移行したことにより繰入金が増加したことなどが下がった要因となっている。基金残高が前年度に比べ減少しているが、今後、基金の取崩しが増え続ければ将来負担比率も上昇するため、財政運営の効率化を一層図られたい。

以上が、令和2年度財政健全化判断比率に関する審査意見であります。

最後に、資金不足比率に関する審査について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

市長から審査に付された令和2年度郡上市水道事業会計歳入歳出決算等に基づく資金不足比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

全会計とも、資金不足比率は算出されなかったため数値として表れておらず、事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。ただし、病院事業会計においては、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少したため、収益が減少し資金不足額が出ていることから、経営改善に向けた努力が必要である。

以上で、令和2年度の決算審査の審査結果について、御報告を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 詳細な報告をいただきました。ありがとうございました。長期間にわたり膨大な量の審査をいただき、御苦労さまでした。監査委員のお二人には感謝を申し上げますとともに、敬意を表するものであります。

今回指摘されました事項については、今後の決算認定の審査におきまして十分考慮させていただきます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号から議案第103号までの22議案につきましては、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第103号までの22議案は、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

なお、質疑については決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名いたします。

お諮りします。ただいま決算認定特別委員会に付託しました議案第82号から議案第103号までの22議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました議案第82号から議案第103号までの22議案については、9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限を、決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

◎議案第104号から議案第110号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(山川直保) 日程34、議案第104号 令和3年度郡上市一般会計補正予算(第3号)についてから日程40、議案第110号 令和3年度郡上市下水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長(古田年久) それでは、議案第104号から議案第110号まで7会計の令和3年度補正予算案の議案につきまして、読み上げさせていただきます。

議案第104号 令和3年度郡上市一般会計補正予算(第3号)について、議案第105号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第106号 令和3年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第107号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第108号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第109号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計補正予算(第1号)について、議案第110号 令和3年度郡上市下水道事業会計補正予算(第1号)について、上記について地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、一般会計の補正予算書(第3号)の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億623万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億1,804万7,000円とする。

2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。追加が上段でございますが、起債の目的としましては、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業でございます。庁舎の再生可能エネルギー設備等整備事業でございます。限度額が6,040万円。それから、単独災害復旧事業としまして、8月発生豪雨災害による公共土木、農地・農業用及び林業用施設でございますが、限度額4,000万円。合わせまして1億40万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

下段のほうの変更でございますが、補正後の事項のみ読み上げさせていただきます。公共事業等、補正後が限度額1億240万円、1,150万円の増でございます。これは、事業費の増によるものでございますし、補助災害復旧事業では限度額が1億80万円、7,670万円の増でございますが、災害の発生によるものでございます。それから、一番下の学校教育施設等整備事業では限度額が4,720万円ということで、1,730万円増額になってございますが、小学校統合整備事業の実施によるものでございます。合計の限度額としましては24億6,040万円で、1億550万円の増でございます。起債の方法、利率、それから償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、国民健康保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

第1号で1ページをお願いします。

令和3年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,942万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,092万5,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,754万円とするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,411万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,399万9,000円とするものでございます。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,086万9,000円とするものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,276万2,000円とするものでございます。

続きまして、大和財産区特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,805万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,705万1,000円とするものでございます。

続きまして、下水道事業会計の補正予算書（第1号）、1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、最後のところでございますが、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の資本的収入の補正予算額のところで2,557万7,000円を増額し、計で総額8億1,197万9,000円とし、下段の支出でございますが、資本的支出を——真ん中の補正予定額でございますが——2,684万円増額し、15億8,145万5,000円の総額とするものでございます。

3条、企業債の限度額を次のとおり補正するというので、建設改良事業としまして限度額を1億5,480万円とし、2,390万円を増額するものでございます。合計額を5億3,480万円としまして、補正後の起債の方法、それから利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上、7会計につきましての補正予算の上程でございます。それぞれの事業概要説明一覧表等に明細を記載しておりますので、これを参考に御審議をいただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第104号から議案第110号までの7議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第104号から議案第110号までの7議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略します。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第104号から議案第110号までの7議案につきましては、会議規則第44条1項の規定により、9月9日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に付託しました議案第104号か

ら議案第110号までの7議案につきましては、9月9日午後4時までには審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定いたします。御苦労さまでした。

(午前11時56分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時00分)

◎議案第111号について（提案説明）

○議長（山川直保） 日程41、議案第111号 第2次郡上市総合計画基本構想の改訂についてを議題といたします。

説明を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 議案第111号を御覧いただきたいと思います。

第2次郡上市総合計画基本構想の改訂について。

郡上市住民自治基本条例第21条の規定により、第2次郡上市総合計画基本構想を次のとおり改訂することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

総合計画につきましては、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方向性を示すもので、まちづくりの最上位計画としまして地域の目指すべき姿を明確にし、政策、施策、事務事業を全般にわたり網羅的に掲げるものとされまして、昭和44年の地方自治法改正により基本構想のみですが、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりました。

このように法で定められた計画としまして、どの市町村も策定してきたわけですが、国の地方分権改革の推進に伴いまして、義務づけ、枠づけの見直し方針が示され、法律による義務に応じた計画策定から、住民本位の計画策定への転換が図られ、市町村の自主的な取組としての総合計画に生まれ変わることが求められるようになったことによりまして、平成23年の自治法改正により義務づけの規定が削除されまして、任意のものとなったわけでございます。

市では、その後の平成26年3月、市民の皆様への御参画をいただき制定いたしました郡上市住民自治基本条例において、議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本計画を策定すると定められておりますので、それに基づき、現在は平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間といたしました第2次総合計画を定めまして政策等の柱としているところでござ

います。

その計画期間のうちの前期5年間の計画を定めた前期基本計画が令和2年度末で終了するという
ことで、令和元年度の早い時期から後期基本計画策定への取組を進めていたところですが、昨年に入
りまして、御承知のとおり、コロナ禍に見舞われ、思うように会議などを行うことができず、予
定していたとおりの進捗を図ることができない状況にあったことから、策定の完了をこの時期まで
延ばさせていただいたところでございます。

今ほど申し上げましたとおり、第2次総合計画後期基本計画の策定につきましては令和元年度か
ら取組を始めてまいりましたが、中高生の皆さんを対象に本市の現状や課題、総合計画などについ
て、出前講座で学び、まちづくり提案書をまとめていただいたG o o d郡上プロジェクトを延べ14
回、また、高校生にも参加いただいた市民ワークショップであります郡上みらい会議をオンライン
開催を含め14回、市の中堅職員による起草委員会を延べ91回、幹部職員による策定委員会を6回実
施するなどしまして、議論を積み重ねてまいりました。

また、市民2,000人を対象としたアンケート調査を行うなど、広く市民の皆様の御意見等をお聞
きするなどし、後期基本計画案を取りまとめてきたわけでございます。

その中で、有識者のほか各分野の代表の皆さん、市民公募を含め、総勢30名で構成します郡上市
総合計画審議会におきましても、昨年10月30日に市長からの諮問を受けまして全体会を4回開催す
るとともに、自治・地域振興部会、産業・基盤部会、福祉・教育部会の3つの部会をおのおの5回
開催いただき、中堅職員による起草委員会のメンバーとのやりとりもいただきながら丁寧に議論を
進めてまいりました。

最終的には、委員の皆さんの御意見を取りまとめていただき、7月5日には、審議会長から市長
に対し答申が行われたところであります。審議会としては、本原案を了としていただきましたが、
市に対しまして、本計画を市民の皆さんに分かりやすくお伝えするよう求められたほか、人口減少
対策に積極的に取り組むこと、観光立市郡上や国際社会が取り組んでいる持続可能な開発目標――
いわゆるSDG s、小さな拠点とネットワークづくりなど主要な政策に真摯に取り組み、市民が主
人公となったまちづくりを推進してもらいたいなどの御意見を頂戴したところでございます。

そういった作業を進める中で、この基本構想を平成27年度に策定して以降、今ほど申し上げまし
た審議会からの答申にもございましたように、政策の旗印として掲げた観光立市郡上や小さな拠点
とネットワーク、SDG sでありますとか、それから脱炭素社会の実現、まち・ひと・しごと創生
人口ビジョンにおける国勢調査結果を踏まえた将来人口展望の見直し等々、様々な情勢の変化など
に対応すべく、今回議決をお願いします基本構想部分の見直しも併せて行うことといたしました。

こうしたことを経ましてパブリックコメントを実施し、御意見等はございませんでしたが、本日
の提案としておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ページを追って説明させていただきます。

まず、議案についております基本構想の2ページ、まちづくりの基本理念、それから3ページの目指すべき市の将来像については、現状を引き継いでまいります。

4ページ、5ページには、市の将来像として、現在、政策の旗印としております観光立市郡上の実現を掲げました。

観光立市郡上は、市民にとっても市民でない方にとっても目指すべき将来像とする住みたいまち、訪ねたいまちを目指すとともに、幸せを感じられる郡上を創造することによって、輝きたいまちを実現しようとするものであります。

6ページを御覧いただきたいと思いますが、まちづくりの基本目標につきましては、6番目の地域振興に係る目標において、小さな拠点とネットワークの考え方に基づき、持続可能な地域づくりの視点を加えております。

7ページの目標人口についてですが、前期計画の期間中に平成27年国調の結果が公表され、それを基にした国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口が示されたことから、令和2年3月に改訂しました郡上市人口ビジョンに合わせ、8ページのとおり、令和7年の目標人口を3万7,500人から3万8,000人といたしました。

また、9ページから11ページまでの地域整備構想の考え方につきましては、従来の方向性を引き継いでまいります。

12ページから17ページには、平成27年9月の国連サミットを契機に国際社会の共通の目標として推進されておりますSDGsに対する本市の取組姿勢を意思表示するため、その概要や捉え方、本計画に掲げた目標と方針におけるSDGs達成に向けた課題の整理や17のゴールとの関係性などについて記載しておりますし、18ページ、19ページには各地域の将来ビジョンを明確にし、持続可能な集落生活圏を目指すための小さな拠点とネットワーク構想に向けての考え方などを記載しております。

21ページの基本構想の構成でございます。これまで述べました基本構想における目標の見直しや政策の追加を構成表に加えたものになりますし、22ページ、23ページでは基本構想の体系を掲げておりますが、前期基本計画においては分野別方針と、その重点プロジェクトの項目をはじめ、それに基づく施策までもが基本構想に記載されており、基本計画との関係性が分かりにくいといった御指摘も踏まえまして、分野別方針と重点プロジェクトの項目までを基本構想といたしました。

なお、分野別方針の各項目についても、基本的にはそのまま引き継いでおりますけれども、一部、表現を改めた項目や、地域振興分野では持続可能な地域づくりを意識した記載に改めたものなどがございます。

また、重点プロジェクトでは、①でございますが、これまでは産業雇用プロジェクトとしており

ましたが、観光づくり法人DMOによる域内経済の循環や事業承継、担い手人材の育成などをより重点とし、地域経済循環プロジェクトとしておりますし、また、脱炭素社会郡上の実現を目指し、温室効果ガスの排出削減や二酸化炭素吸収源の保全、再生可能エネルギーの利活用などを重点プロジェクトとすべきとの考え方から、⑤の脱炭素社会プロジェクトを加えるものでございます。

なお、資料としまして、序論と後期基本計画を添付させていただいております。

以上、本議案につきまして審議をいただき議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第112号について（提案説明）

○議長（山川直保） 日程42、議案第112号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 議案第112号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

過疎地域につきましては、昭和45年度以来、令和2年度までに4次にわたり国会議員の議員提案による10年間の時限立法としまして制定された過疎対策法の下で各種の対策が講じられてきましたが、第4次の過疎地域自立促進特別措置法が本年3月末で期限を迎えたため、これに連動しまして現行の郡上市の過疎地域自立促進計画も本年3月末で期間が終了しております。

しかしながら、御承知のとおり国会では、引き続き、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定しようとする動きの中で、第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が年度末ぎりぎりに可決、成立しまして、本年3月31日公布、4月1日施行となったところでございます。

この法律におきましても、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域、いわゆる過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援していくことを目的としております。

また、この過疎地域の指定は、人口要件と財政力要件という2つの要件からなっておりますが、今回の法律では長期の人口減少率の基準年の見直しや、財政力が低い市町村に対する長期の人口減

少要件の緩和などが行われ、これまでの指定は郡上市のこれまでの計画のとおり、明宝地域と和良地域の2地域のみでしたが、新たに八幡地域と美並地域が加わり、市内の4地域が指定されることになりました。

ということで、先ほど申し上げました国の支援策には、国税の特例や今回別途条例改正議案を提出いたしております地方税の減収措置に対する補填などもありますが、市が過疎地域の持続的発展のための事業を行う際に過疎対策事業債という起債を活用するには、これまでどおりに過疎計画の策定が要件となっております。

そこで、新たに令和3年度から令和7年度に向けましての5年間の過疎計画を策定するものがありますが、先ほど申し上げましたように国の法律が3月31日に公布されたことや、市町村が計画を策定する際に、これに基づき定めるとされております県の持続的発展方針が、この8月に定められたばかりということで、全国的にも同じ動きだと思えますけれども、関係部署が短期間で計画案を練り上げ、この9月での上程が最短のスケジュールであったということを御理解頂きたいと思えます。

なお、新法の目的を踏まえ、計画の名称が、これまでの過疎地域自立促進計画から過疎地域持続的発展計画に改められておりますが、御承知のとおり過疎対策事業債につきましては充当率100%で交付税措置が70%という非常に有利な起債であるということは変わっておりません。

また、ソフト事業を含め広く活用できるということで可能な限りの事業を盛り込み、今回、県の同意を得て計画案をここに提出したものでございます。

前期計画の主な実績としましては、市道改良や橋梁補修、消防施設や車両の整備、情報ケーブルの光化事業などのほか、明宝地域では林道鎌辺明山線の開設や道の駅明宝の改修、除雪機器の整備等々がございます。

また、和良地域では国保和良診療所の医療機器更新や和良巡回バス、スクールバスなどの整備に取り組んできたところであります。

加えて、過疎ソフト事業では地域おこし実践隊の受入れをはじめ、体験型ツーリズム推進事業、移住定住集落づくり支援事業などにつきまして取組を進めてきたところであります。

こうした実績を踏まえまして、今回の計画を御覧いただきたいと思えます。

まず、基本的事項といたしまして、計画書の15ページをお開きいただきたいと思えます。

この15ページには、地域の持続的発展の基本方針を掲げております。特に、今回は総合計画や総合戦略の改訂のタイミングと一致したということで、そういった市の基本的な計画と連携し、整合性のとれた内容としております。

概要を申し上げますと、市街地では城下町の町並みや景観・文化を引き継ぐための保全や担い手づくりに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大によるインバウンドの減少等に対応

するため、マイクロツーリズムへの転換などを推進して来訪者の増加を図ることとしています。

また、その他の地域では、森林や農用地等の保全を図りながら、地域資源を活用した付加価値の高い特産品開発とブランド化、獣害対策による獣肉等の利活用や再生可能エネルギーの活用により、新たな雇用を創出し若者の地元定着に取り組むとともに、郡市住民を地域の新たな担い手として受け入れるための仕組みづくりと積極的な情報発信により、移住・定住の増加を目指すというふうにしております。

このほか、道路交通網の整備、社会生活環境の整備等生活インフラ整備やICTデジタル技術の活用などを進めるとともに、子育て環境、教育環境の充実や生涯学習の推進、福祉・医療体制の確保や買物支援など、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域を目指すとしています。

これらの方針に基づきまして、この17ページ以降には、第2章から第13章までの各分野にわたりまして、可能な限りの事業を盛り込んだところでございまして、添付しております参考資料のほうに金額が出ておりますけれども、参考資料の9ページを見ていただきますと計画上の事業費の総計が出ておりますけれども、この5年間の合計で約132億4,800万円の総事業費を予定しておるといところでございます。

これら個々の事業につきましては、実際には、それぞれ年度、年度の予算に計上しまして、皆様に御審議いただく中で具体的な実施が図られるわけでありまして、また、よろしく願いをいたします。

参考資料の最終ページには事業位置図も添付をしておりますので、参考にしていただければと存じます。

なお、最初に申し上げましたとおり、計画案につきましては、県の同意を得て議会に上程しておりますが、御議決を頂ければ主務大臣であります総務大臣に提出するという運びとなっております。

大変簡単な説明で失礼いたしました、以上でございます。本議案につきましても議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第113号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保） 日程43、議案第113号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 議案第113号をお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月8日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。令和元年12月15日、環境水道部郡上北部クリーンセンター職員が公務上の要因により自死したことに關し、市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方及び損害賠償の額につきましては、記載のとおりでございます。

以後、このような事案が発生しないよう、郡上市職員のハラスメント防止等に関する要綱及び関連指針に基づき、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第113号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第113号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第113号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第114号及び議案第115号について（提案説明）

○議長（山川直保） 日程44、議案第114号 財産の取得及び処分について及び日程45、議案第115号 財産の取得及び処分についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、議案第114号 財産の取得及び処分について。

次の財産を取得及び処分することにつき、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、取得及び処分をする財産の種類、堆肥舎（家畜排せつ物処理施設）です。
- 2、取得及び処分する財産の所在、郡上市高鷲町ひるがの4670番地611。
- 3、構造・規模、鉄骨造り平家建て1棟。
- 4、建築面積、1,224.5平方メートル。
- 5、財産の取得及び処分の予定金額、7,518万7,600円。
- 6、取得契約の相手方、岐阜市藪田南5丁目14番12号、岐阜県シンクタンク庁舎内、一般社団法人岐阜県農畜産公社。
- 7、処分契約の相手方につきましては、記載のとおりです。
- 8、財産の取得及び処分の目的につきましては、畜産担い手育成総合整備事業に係る取得及び処分となります。

1枚おめくりをいただきますと、議案の概要を載せております。令和2年から6年にかけて、畜産基盤の整備として実施しております畜産担い手育成総合整備事業に係る財産の取得と処分になります。事業主体であります一般社団法人岐阜県農畜産公社が、今年度、高鷲町ひるがの地内で整備をします堆肥舎1棟につきまして、市を経由する形で最終的に受益農家へ払い下げるというものになります。取得金額、処分金額は共に同額でありますし、取得の期限、処分期限につきましても今年度の事業年度末、令和4年3月31日、同日となっております。

続きまして、議案第115号 財産の取得及び処分について。

次の財産を取得及び処分することにつき、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、取得及び処分する財産の種類、堆肥舎（家畜排せつ物処理施設）。
- 2、取得及び処分する財産の所在、郡上市八幡町相生1572番地。
- 3、構造・規模、鉄骨造り平家建て1棟。
- 4、建築面積、536.5平方メートル。
- 5、財産の取得及び処分の予定金額、2,263万2,500円。
- 6、取得契約の相手方、岐阜市藪田南5丁目14番12号、岐阜県シンクタンク庁舎内、一般社団法人岐阜県農畜産公社。
- 7、処分契約の相手方は、記載のとおりとなります。
- 8、財産の取得及び処分の目的は、畜産担い手育成総合整備事業に係る取得及び処分となります。

1枚おめくりをいただきまして、議案の概要につきましては114号と同様に、今年度、事業主体であります一般社団法人岐阜県農畜産公社が、八幡町相生地内で整備をします堆肥舎1棟につきまして、市を経由する形の中で受益農家へ払下げを行うものでありますし、取得金額、処分金額、また取得の期限、処分の期限については共に同じとなっております。

あと一番最後に、この114号、115号に関する事業のスキーム図を載せさせていただいておりますが、基本的に事業主体であります岐阜県農畜産公社が事業を実施するに当たり、補助金については市を経由しながら公社のほうへ渡すと、また、補助金残額の部分については、それぞれ交渉に応じながら、市を経由しながら最終的に受益農家へ払い下げるという事業になりますので、よろしくお願ひします。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎報告第7号から報告第11号までについて（報告）

○議長（山川直保） 日程46、報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程50、報告第11号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの5件を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） ただいま一括議題とされました5件の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、市が50%以上の出捐または出資をしている法人に関しまして、その経営状況を議会に報告するものでございます。

報告の第7号からの資料といたしまして、各第三セクターの令和2年度の決算報告書が添付されておりますが、資料が多量のため、報告第11号の後に、A4横の資料で令和2年度第三セクター経営状況報告資料というものをつけておりますので、この資料と、あと議案報告書のほうを一緒に見ていただきながら、主にこのA4横の資料のほうで報告をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

そうしましたら、報告書のほうで読み上げさせていただきます。

初めに、報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

資料の1ページ目、裏面になりますが、御覧いただきたいと思います。ここに一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況をまとめております。

まず、表の上段のところでございますが、第三セクターの名称、所在地、設立年月日、基本財産、そして基本財産の欄には市からの出捐金額とその割合を記載しております。また、役職員の数とか業務内容等を記載しておりますので、こちらのほうはお目通しをいただきたいと思います。

本日、説明させていただくのは、上から2つ目の枠の財務状況を中心に説明をさせていただきたいと思います。この枠の、まず左のほうは貸借対照表から、右は損益計算書のほうから、各項目にある数字を記載したものでありまして、単位は千円でございます。

まず、右の損益計算書の枠から説明をさせていただきます。一番上の当期における売上高または総収入でございますが、令和2年度は3億209万2,000円で、元年度比で64.6%の状況でございます。この収益の大幅な減少につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で春先での施設の休業や非常事態宣言下での時短営業、そしてコロナにより、年度を通じて観光客の足が遠のいたということ、各施設での収益が軒並み減となったことによるものでございます。特に売店での収益減が大きくて、全体減少額の67%を占めている状況でございます。

次に、4行目の当期損益を見ていただきたいと思います。こちらは当期の純利益になるものでございます。令和2年度は3,675万3,000円のマイナス決算でございます。

公社といたしましては、コロナ禍での収入減に見合う支出ということで年度を通じて努めてこられました。また、雇用調整助成金等の支援金をフルに活用したものの、経常的な固定費の削減にも限界があったということとか、あと、一昨年度整備いたしましたテナント施設の減価償却費が新たに発生したこと、空き家対策基金積立への繰出金によりまして、経常費用が増えたことが主な要因でございます。

続いて、左の貸借対照表からの項目を見ていただきたいと思います。資産合計は、令和2年度は2億8,358万1,000円で、元年度比で84%の状況であります。16%ほど目減りをしているわけですが、その要因といたしましては、不動産などの固定資産というものは元年度と変化はないところでございますけど、コロナによる預金の取崩しと、あと、元年度には収入金としてテナント施設の補助金があったわけですが、それがなくなったことなどによる流動資産の減によるものが主であります。

4行目下の資本合計マイナス資本金の項目でございます。こちらは繰越利益剰余金に当たります。令和2年度は1億4,698万3,000円で、元年度比で74%の状況でございます。このことは資産合計のところでも申し上げましたが、流動資産の減に対して負債額が元年度と同額程度であったということによるものでございます。

続きまして、報告第8号のほうでございます。郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告につ

いて。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

資料のほうの2ページを御覧いただきたいと思います。財務状況でございますが、右の損益計算書からの1項目め、当期における売上高でございますが、令和2年度は4億3,071万円で、元年度比で76.4%の状況でございました。

4行目の当期損益につきましても、令和2年度は3,549万4,000円のマイナス決算でありまして、元年度より2,700万円余、マイナスが増えている状況であります。これらのことは、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きくて、春先での道の駅等での1か月間に及ぶ飲食店の休業と第2波による時短営業、その後、秋口には一時的にG o T oキャンペーンやフェアフィールド・バイ・マリオット岐阜郡上の開業によりまして物産とか温泉の入館は好転に転じましたが、第3波等によって年度を通じた売上高の収益というものが、固定費等の一般管理費などに対しまして大きく下回ったことが主な要因でございます。

次に、左の貸借対照表からの資本合計マイナス資本金の項目、令和2年度の繰越利益剰余金は1億2,325万2,000円のマイナスで、元年度から3,500万円余、マイナスが増えた状況でございます。このことは、コロナ禍での運転資金を調達するため、長期・短期の借入れによる負債額が増えたことが主な要因でございます。

続きまして、報告9号のほうに移らせていただきます。

報告9号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

資料のほうの3ページを御覧いただきたいと思います。

財務状況でございます。右の損益計算書の1項目めの当期における売上高でございますが、令和2年度は2,198万8,000円で、元年度比で110%の状況でありました。

4行目の当期損益につきましても、令和2年度は103万6,000円の黒字決算であり、元年度より600万円ほど純利益が増えている状況であります。

このことは、宿泊施設のカルヴィライとしろの運営につきましても、コロナの影響によりまして、9月から今年3月までの7か月間休業したことで売上が大きく減をしたものの、昨年度は除雪作業収入の大幅な増というものがありまして、そのマイナス分を埋める形となったことがあります。

また、逆に支出といたしましては、休業したことで売上原価と施設一般管理費が抑えられたため

であります。さらには、コロナ支援金の持続化給付金とか、休業協力金による営業外収益があったことによるものでございます。

次に、左の貸借対照表からの資本合計マイナス資本金の項目の令和2年度の繰越利益剰余金でございますが、264万8,000円のマイナスであり、令和元年度と比べると数字的には多少の改善がうかがえるように見えますが、これは負債としてコロナによる運転資金の長期借入れ500万円を行ったにもかかわらず、借入れ以外の負債で長期休業したことにより、買掛金とか未払い金が抑えられたためであります。

続きまして、報告10号のほうに移らせていただきます。

有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

資料のほうの4ページを御覧いただきたいと思います。

まず、損益計算書からのほうでございますが、当期における売上高につきましては、令和2年度は5,959万8,000円で、元年度比で104%の状況でございました。

当期損益につきましても、令和2年度は671万5,000円で、元年度と比較して増加しております。このことにつきましては、雇用調整助成金など一時的に営業外収益が増えたことによるものであり、やはりコロナ禍での影響から、売上高というものは減少をしております。営業外収益と営業外費用を引いた本来の営業利益というものは、むしろ320万円ほど悪化している状況でございます。

左の貸借対照表からの資本合計マイナス資本金の令和2年度の繰越利益剰余金は2,398万2,000円のマイナスで、元年度と比べると、マイナス額が671万5,000円少なくなっております。これは、コロナによる長期借入れにより、流動資産であります現金・預金が一時的に増えたことによるものであり、負債額は、むしろ1,038万5,000円増えている状況でございます。

続きまして、報告第11号でございます。

株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

再度、5ページを御覧いただきたいと思います。

まず、当期における売上高でございますが、令和2年度は9,087万3,000円で、元年度比で84.8%の状況であります。

4行目の当期損益につきましては、令和2年度は311万9,000円で、元年度比で約7割増となって

おります。売上高が減少したにもかかわらず、当期損益への黒字額が増であった理由といたしましては、まず売上高の減少につきましては、やはりコロナによるところが大きな要因でございます。不要不急の外出自粛等により、また、土日等の高速道路の割引もない状況もあったことから、年度を通じて交通量が減少し、それに伴い施設利用者が半減したことが売上げに響いたものでございます。当期損益につきましては、春先の休業、それ以降の時短によって店舗管理、仕入れの費用の支出が、元年度比でかなり抑えられたことによるものでございます。

左の貸借対照表からの資本合計マイナス資本金の項目の令和2年度繰越利益剰余金につきましては3,840万6,000円で、元年度比で106%の状況でございます。このことは、昨年度整備し、今年の4月にリニューアルオープンをいたしましたネーブルみなみ館の固定資産によるものでございます。

ただいま5つの第三セクターの決算状況について報告をさせていただきましたが、数字的には前年度より改善されたように見える項目も中にはございますが、実際はコロナの影響により、安定的に確保しなければならない本来の収益が全ての施設で減少をしております。

そのような中でも、各第三セクターの事業者の方はアフターコロナを見据え、収益確保への施策であったり対策を考えられております。例えば八幡産業振興公社では、マイクロツーリズム委託への新たな事業の発掘とか、経営計画の見直し等を今以上に図っていきたいということをお聞きしておりますし、大和総合開発では、コロナ禍での営業体制の見直しや固定費の削減、そして特別メニューの販売などを着実に実行していきたいということでございます。伊野原の郷では、流動的な除雪の作業収入に依存することなく、宿泊施設の収益を安定的に上げるため、教育旅行等の誘致を働きかけていきたいということでございますし、また、阿弥陀ヶ滝観光では、今後の10年を見据えて、白山信仰を中心とした歴史・文化的な観光資源を得意としているアウトドアと組み合わせた観光商品の開発、販売を行っていくということでございます。ネーブルみなみでは、施設利用のニーズに対応した地元産の農産物を使用した新規メニューの開発と販売に努めていきたいということと、リニューアルした施設を最大限活用し誘客を図っていきたいということを伺っております。

しかしながら、今年度もコロナによる影響は、現段階では非常に大きいものであります。各三セクの事業者の方につきましては、秋以降のワクチン接種による経済回復を大変期待しているということでもございました。

令和2年度の第三セクターの経営状況については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第7号から報告第11号までの報告を終わります。

◎報告第12号について（報告）

○議長（山川直保） 日程51、報告第12号 令和2年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、報告第12号をお願いいたします。

令和2年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

初めに、1つ目に健全化判断比率でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではございませんので記入のほう、ございません。

3つ目に実質公債費比率であります。12.4%ということで、前年と同率でございます。工業団地事業の償還金の増によりまして、計算式の分子の額が増となったことによりまして減というふうにはならなかったものでございます。

それから、4つ目には将来負担比率でございますが、83.3%ということで、前年対比2ポイントの減でございます。こちらのほうは、地方消費税交付金の増によりまして、計算の分母、こちらとなる標準財政規模のほうが大きくなりまして、この分母が大きくなったことによりまして率のほう下がった要因の一つとなっております。

次に、資金不足比率でございますが、各会計とも資金不足は発生しておりませんので記入はございません。

これらの全体的なことにつきましては審査意見書が示されておりまして、詳細な計算式の解説や数値の分析がされておりますので、御覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山川直保） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第12号の報告を終わります。

◎報告第13号について（報告）

○議長（山川直保） 日程52、報告第13号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） 報告第13号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、専決第4号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和3年7月14日でございます。

損害賠償による和解の内容でございますが、令和3年4月30日午後3時30分頃、郡上市八幡町那比地内において、八幡地域のスクールバス運行委託先であります郡上交通株式会社の社員が運転する車両が、停車すべきバス停を通り過ぎたため後退したところ、確認不足により後方の車両に衝突したものでございます。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は35万878円でございます。

委託業者に対しましては再発防止に努めるよう、強く指導を行いました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（山川直保） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告13号の報告を終わります。

◎議報告第7号及び議報告第8号について（報告）

○議長（山川直保） 日程53、議報告第7号 諸般の報告について（議員派遣の報告）及び日程54、議報告第8号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）の2件を一括議題とします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果の報告が議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出され

ましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

8月30日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 1時54分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員